

野川流域連絡会 設置要綱

(設 置)

- 第 1 野川を地域に活きた親しめる川とするためには、都民と行政が共通認識に基づき、協働・連携して川づくりを進めていくことが必要である。そこで、流域の住民、野川に関心を持ち活動している団体、区市及び都が河川に係わる情報や意見交換及び提案等を行うことを目的として、野川流域連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

- 第 2 連絡会は、次に掲げる事項について情報や意見交換及び提案等を行う。

- (1) 河川に係る計画、工事、管理等について
- (2) 河川環境と歴史・文化について
- (3) 流域自治体の行政計画のうち河川に係わるものについて
- (4) 流域内における開発など、まちづくりと河川の係わりについて
- (5) その他

(構 成)

- 第 3 連絡会は、流域住民、野川に関心を持ち活動している団体の代表者、学識経験者及び流域自治体の職員等別表に掲げる者（以下「委員」という。）で構成する。
- 2 流域住民の委員は、公募によって選出する。
 - 3 野川に関心を持ち活動している団体についても、公募により代表者 1 名を委員に選出する。
 - 4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
 - 5 座長が特に必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(座長の職務及び代理)

- 第 4 連絡会は、委員の互選又は委員の推薦により、座長を置く。
- 2 連絡会は、委員の互選により副座長を置く。
 - 3 座長は連絡会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故のあるときは副座長がその職務を代理する。

(連絡会の開催)

- 第 5 連絡会は、原則として年 2 回開催し、座長が招集する。
- 2 座長は必要があると認めるときは、臨時に連絡会を開催することができる。

(事務局)

- 第 6 連絡会の事務局は、東京都北多摩南部建設事務所工事第二課に置く。

付 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 20 日から施行する。

野川流域連絡会 運営要領

(公 開)

- 1 連絡会は、原則として公開とする。
- 2 連絡会開催の事前公表は、連絡会に諮り決定する。

(運 営)

- 3 連絡会は、次の事項を遵守し運営する。
 - (1) 自由な発言の尊重。
 - (2) 特定の個人・団体の誹謗・中傷の禁止。
 - (3) 各委員の尊重（住民、団体、自治体、河川管理者の役割の尊重）
 - (4) 建設的な提案型の意見交換。

(会議録)

- 4 連絡会の会議録は、原則として公開とする。
- 5 会議録は、発言委員の了解のもとに、以下の要領で作成する。
 - (1) 発言内容は要旨とする。
 - (2) 発言者は匿名とし、都民委員、団体委員、行政委員、事務局に区分して記載する。

(委員の補充)

- 6 委員の欠員の補充については、連絡会において補充方法を決める。

(臨時委員)

- 7 必要な臨時委員については、座長が連絡会に諮り決定する。

(分科会等)

- 8 分科会等（チームを含む）の設置が必要な時は、座長が連絡会に諮り決定する。

(要綱の改正)

- 9 設置要綱の改正が必要な時は、座長が連絡会に諮り決定する。

付 則

この運営要領は、令和 7 年 1 月 20 日から施行する。